

2020年4月17日

YMCA チャイルドケア事業
放課後児童クラブご利用の児童保護者様

緊急事態宣言発令後の対応について

公益財団法人 山梨 YMCA
総主事 露木 淳司

平素より YMCA の活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

4月16日(木)に「緊急事態宣言」が発令されました。

また、4月16日(木)に保護者の皆様に4月後半の送迎表をお送りさせていただきました。

その中の「開所中止について」というところで、

◎緊急事態宣言が発令された翌日より解除される日まで YMCA すべてを閉所いたします。

とお伝えしましたが甲府市の指示により、以下のようにになりましたので引き続き制限付きで開所いたしますので改めてご連絡させていただきます。

○期間 令和2年4月20日(月)～5月6日(水)

午後2時～午後7時(通常通りの運営)

4月30日(木)、5月1日(金)は YMCA 新会館引っ越しの為休館になります。

○利用趣旨

拡大感染防止を目的とした臨時休業期間中であることを踏まえ

、必要最小限の受け入れとなります。集団感染、集団発症をさけるため、ご家庭で過ごしていただくようご協力をお願いいたします。

○受入対象

自宅等において一人で過ごすことが難しい児童で、保護者等が仕事を休むことができないなど、やむを得ない事情がある場合。

当該児童の兄・姉などがいて、自宅で面倒を見ることができる場合は、家庭での対応をお願いします。

○利用について

事業所として利用者・職員の消毒、マスクの着用、うがい・手洗いなどを行っていきます。しかし、利用したことで新型コロナウイルスや感染症などに感染・発症してしまう可能性も捨てきれません。このことに関してこちらは一切責任を負いかねますので対応をお願い致します。

その点をご理解いただ上での利用とします。

○利用出来ない方

- ・咳・鼻水・頭痛などの風邪の症状の1つでも該当される方、37.5度以上の方
- ・ご家族、同居されている方に上記の症状がいらっしゃる方
- ・利用中に体調不良、症状が見られ、ご家族に連絡を取った場合、お迎えに対応できない方

○開所中止について

職員及び、利用者等から新型コロナウイルスが発症してしまったときは開所を中止させていただきます。(すべてのお子様のお預かりを中止させていただきます)

○利用料金について・・・後日連絡致します。

ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

ホームページ上に更新情報をアップ致しますのでご確認ください。